

別表（第9条関係）
 子育て支援ショートステイ事業市・利用者負担及び支弁額表（日額）
 ショートステイ

利用世帯区分	利用対象者	市負担分	利用者負担分	支弁額
生活保護世帯 （母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯で市民税非課税世帯に該当する場合を含む。）	2歳未満の児童	10,700円	0円	10,700円
	2歳以上の児童	5,500円	0円	5,500円
	緊急一時的に保護を必要とする母親等	1,500円	0円	1,500円
市民税非課税世帯 （父子家庭，母子家庭及び養育者家庭を含む。ただし，生活保護世帯として取り扱われる世帯を除く。）	2歳未満の児童	9,600円	1,100円	10,700円
	2歳以上の児童	4,500円	1,000円	5,500円
	緊急一時的に保護を必要とする母親等	1,200円	300円	1,500円
その他の世帯	2歳未満の児童	5,350円	5,350円	10,700円
	2歳以上の児童	2,750円	2,750円	5,500円
	緊急一時的に保護を必要とする母親等	750円	750円	1,500円

トワイライトステイ

利用世帯区分	区分		市負担分	利用者負担分	支弁額
生活保護世帯 （母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯で市民税非課税世帯に該当する場合を含む。）	夜間	基本分	1,500円	0円	1,500円
		宿泊分	1,500円	0円	1,500円
	休日		2,700円	0円	2,700円
市民税非課税世帯 （父子家庭，母子家庭及び養育者家庭を含む。ただし，生活保護世帯として取り扱われる世帯を除く。）	夜間	基本分	1,200円	300円	1,500円
		宿泊分	1,200円	300円	1,500円
	休日		2,350円	350円	2,700円
その他の世帯	夜間	基本分	750円	750円	1,500円
		宿泊分	750円	750円	1,500円
	休日		1,350円	1,350円	2,700円